

【情報解禁】

令和2年2月21日（金）協定締結式後

空家の相談や解体時の融資が受けられます！

～豊橋信用金庫と「空家等対策に関する協定」を締結～

そのまま放置すれば倒壊等のおそれのある空家や衛生上有害となるおそれのある空家など、空家は全国的に深刻な問題となっており、豊橋市においても空家は増加傾向にあります。

老朽化した危険な空家などによる周辺的生活環境への悪影響を未然に防ぐため、豊橋市と豊橋信用金庫が連携し、空家の早期解体を促進することで、市民の安全・安心と良好な生活環境を確保するため、空家等対策を推進します。

1 協定締結式

(1) 日時 令和2年2月21日（金） 13時00分～

(2) 場所 豊橋市役所東館4階 政策会議室

(3) 出席予定者（敬称略）

豊橋信用金庫 理事長

やまぐち すずむ
山口 進



おたくも うちも

豊橋信用金庫

豊橋市

市長

さはら こういち
佐原 光一

2 連携協力事項

- (1) 空家等の所有者又は管理者からの空家等対策の相談に関すること
- (2) 空家等対策の施策の普及及び啓発に関すること
- (3) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

3 具体的な取組

- ・豊橋市は空家の所有者から空家等対策の相談を受けた場合に、所有者の同意のもと豊橋信用金庫に情報提供します。
- ・豊橋信用金庫は豊橋市から情報提供を受けた方への相談に応じ、空家解体の融資を行う場合には、適用金利の優遇を行います。
- ・豊橋信用金庫は、豊橋市と連携して空家所有者に対し豊橋市の空家等対策に関する施策の啓発に協力します。